

第1章 策定方針

第1節 計画策定の趣旨

東郷町は、昭和46(1971)年10月に「東郷町総合計画」を策定し、その後、昭和57(1982)年9月に第2次、昭和63(1988)年6月に第3次、平成5(1993)年4月に第4次、そして平成10(1998)年3月に第5次を策定し、東郷町のまちづくりのビジョンを明示しながら、住民主体の行政運営に努めてきました。

これまで5次にわたる総合計画は、それぞれの時代における本町の現状を認識しながら、自然・社会・経済的諸条件を勘案し、本町のあるべき姿、目標達成のための総合的施策大綱として現在の東郷町地方自治の骨組みとなってきました。

そして、このたび現行の第5次東郷町総合計画が平成14年度をもって計画期間の満了を迎えます。

東郷町では、引き続き平成15年度以降の地域づくりのビジョンとして、本町の活力の主体である町民一人ひとりと、生活の舞台であるまちそのものが快適さや豊かさの中で輝き続けるために、新しく第6次東郷町総合計画を策定します。

第2節 計画の役割

この計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するもので、21世紀初頭から5年間の展望にたった町政の総合的かつ基本的な施策を明らかにするとともに、その実現に向けて、町民とまちの諸活動の目標を示すものです。

- 1 町においては、町行政の総合的かつ基本的な指針となります。
- 2 町民においては、地域づくりに対する役割、参画方法を明らかにし、主体的、積極的な活動の手がかりとなるものです。
- 3 国・県等に対しては、本町が推進を期待する施策の概要を明らかにするものです。

第3節 計画の構成

基本構想

平成24年を目標として、まちづくりの基本理念と21世紀における東郷町の将来像を示し、その実現のための行政及び住民の取り組むべき基本方針を明らかにします。

基本計画

平成15年度から平成19年度までの5年間の中期計画とし、基本構想を具体化するための必要な施策について、事業内容を体系的に明らかにします。

実施計画

基本計画に示された施策を現実の行財政の中において実施するために、年次ごとに向う3か年の短期計画として定め、個々の具体的な施策、事業について、その規模、経費を明らかにします。